

岩手県医療局管理規程第9号

医療局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月29日

岩手県医療局長 田 村 均 次

医療局財務規程の一部を改正する規程

医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																		
(予定価格の決定) 第197条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ <u>第191条</u> の規定に準じて予定価格を定めなければならない。 (違約金) 第206条 契約担当者は契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分相当額を控除した額につき年 <u>3.3パーセント</u> の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。 2 [略] 別表第7（第177条関係） [略] 1 所属別コード <table border="1"><thead><tr><th>病院名</th><th>コード</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>山田〃</td><td>[略]</td></tr><tr><td><u>沼宮内〃</u></td><td><u>18</u></td></tr><tr><td>軽米〃</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> 2 診療センター別コード <table border="1"><thead><tr><th>診療センター名</th><th>コード</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>花泉地域診療センター</u></td><td><u>21</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> 3・4 [略]	病院名	コード	[略]		山田〃	[略]	<u>沼宮内〃</u>	<u>18</u>	軽米〃	[略]	[略]		診療センター名	コード	<u>花泉地域診療センター</u>	<u>21</u>	[略]		(予定価格の決定) 第197条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ <u>第190条</u> の規定に準じて予定価格を定めなければならない。 (違約金) 第206条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分相当額を控除した額につき年 <u>3.1パーセント</u> の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。 2 [略] 別表第7（第177条関係） [略] 1 所属別コード <table border="1"><thead><tr><th>病院名</th><th>コード</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>山田〃</td><td>[略]</td></tr><tr><td>軽米〃</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> 2 診療センター別コード <table border="1"><thead><tr><th>診療センター名</th><th>コード</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>沼宮内地域診療センタ</u> 二</td><td><u>18</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> 3・4 [略]	病院名	コード	[略]		山田〃	[略]	軽米〃	[略]	[略]		診療センター名	コード	<u>沼宮内地域診療センタ</u> 二	<u>18</u>	[略]	
病院名	コード																																		
[略]																																			
山田〃	[略]																																		
<u>沼宮内〃</u>	<u>18</u>																																		
軽米〃	[略]																																		
[略]																																			
診療センター名	コード																																		
<u>花泉地域診療センター</u>	<u>21</u>																																		
[略]																																			
病院名	コード																																		
[略]																																			
山田〃	[略]																																		
軽米〃	[略]																																		
[略]																																			
診療センター名	コード																																		
<u>沼宮内地域診療センタ</u> 二	<u>18</u>																																		
[略]																																			
備考 改正部分は、下線の部分である。																																			

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。